

## テイクアウトやテラス営業などのための道路占用の許可基準を緩和します

本市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の事業者を支援するための緊急措置として、市、地域住民、団体等が一体となって取り組む沿道飲食店等の路上利用の占有許可基準を緩和しましたのでお知らせします。

### ○緊急措置のポイント

#### 1 緩和措置の条件

以下の条件を満たす場合に、緩和措置を受けることができます。

新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的な営業であること。

「三つの密」の回避や「新しい生活様式」の定着に対応すること。

テイクアウト販売、テラスにおける飲食提供等のための仮設施設の設置であること。

施設付近の清掃等を実施すること。

#### 2 緩和措置の対象者

商店会、協議会等

個別店舗ごとの申請はできません。

この制度に関するお問合せは、路政課にご連絡ください。

#### 3 緩和措置の内容

##### (1) 道路占有ができる場所

道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所

歩道上においては、交通量が多い場所は3.5m以上、その他の場所は2m以上の歩行空間の確保が必要です。

##### (2) 占有料

免除

#### 4 占有期限

令和2年11月30日

#### 【問い合わせ先】

路政課

電話 042-769-8359(直通)

対応責任者 成沢 史人